

(整理番号 307)

大阪地方最低賃金審議会

令和3年度第2回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和3年7月26日(月)
午後3時30分から午後5時
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
(1) 本年度の審議に臨む労使の基本的な考え方について表明があった。
労働者を代表する委員からは、
 - ・ 大阪においては、昨年度最低賃金の引き上げが見送られた。
また、3度にわたる緊急事態宣言発令に伴う休業要請等を余儀なくされて、最低賃金近傍で働く労働者は、解雇や勤務日数の減少で収入が減少し、生活の困窮度が増しており、企業の経営環境の厳しさは理解しているところではあるが、労働者の生活も非常に厳しい状況にある。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症収束した然るべき時期に、経済を再生していかなければならない。
コロナ禍から日本経済が復旧し、再び成長軌道に乗せるためには、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが重要と考えている。
そのためには、最低賃金を引き上げて、最低賃金近傍で働く者の生活を担保することが不可欠である。
 - ・ 実地視察の対象であったスーパーでは、巣籠もり需要で業績は

上がったが、高校生のアルバイトやパートの時給額について、昨年度の最低賃金が据え置かれたため、賃上げがなかった。

このことは、最低賃金の引上げの重要性を示していると考ええる。

- ・ 中央最低賃金審議会において目安は、AランクからDランクまで28円が示された。

中賃でも使用者側から、コロナ禍における緊急事態宣言の継続や、コロナの影響を理由に有額の目安を示すことが困難との主張がある中で、有額の目安が示され最低賃金の引上げの必要性が認められた。

このため、このコロナ禍においても、最低賃金の引上げは労使の責務であると理解しているところである。

- ・ 大阪の最低賃金は現在964円であり、早期の1,000円を目指しているところである。

もともとは2020年に1,000円という目標設定を行っていたので、労働者側としては、36円の引上げ改定を求めている。

また、公労使が協調し、全会一致としたいと考えている。

等の主張がなされた。

(2) 一方、使用者を代表する委員から、

- ・ 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条にあるとおり、地域における労働者の生計費及び賃金水準、通常の事業の賃金支払能力の3要素を踏まえて、審議されなければならないと考えている。
- ・ 昨年度の審議では、この3要素のデータを踏まえつつも、コロナ禍の地域経済への影響を最重要視し、真摯な議論を尽くした結果、最低賃金引上げ凍結との答申に至ったところである。
- ・ その答申の際、「来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金の引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこと」を確認している。
- ・ コロナ禍の影響について、サクラクレパス西村会長の意見陳述にもあったとおり、中小企業は政府による緊急融資や雇用調整助成金などの公的助成を受けて、かろうじて持ちこたえている状況である。
- ・ このような中での最低賃金の引上げは、多くの中小企業をさらに窮地に追い込むばかりでなく、やむなく人員削減を強いられ、多くの悪影響を与えることが強く懸念される場所である。

大阪のこうした足元の中小企業の実情を踏まえると、今年度最低賃金を引き上げる状況にはなく、最低賃金の引上げの凍結が妥

当との考え方が使用者側には強くあることをまずは申し上げたい。

- 一方、最低賃金の引上げの社会的要請についてであるが、本年度の審議は、パートタイム労働者の処遇改善を求める声と、コロナ禍での最低賃金引上げが経営を圧迫するという中小企業の切なる声の双方を真摯に受け止めて、審議を進めていきたい。
- 本年度の中央最低賃金審議会で示された目安額 28 円の明確な根拠が示されておらず、目安制度の在り方について、見直しの必要があると考えている。

中央最低賃金審議会に対して、目安制度の見直しについて発信したい。

- 本年度の審議も、目安ありきではなくて、最低賃金法の原則に立ち返り、地域の自主性を発揮し、大阪の実態に即した最賃改定が必要ではないかと考えている。
- 本日、労働者側からは具体的な改定金額の提示があったところであるが、使用者側は本日の意見陳述を踏まえて検討させてもらうので、次回の専門部会において金額の提示をさせていただく。

長引くコロナ禍の影響を受けている大阪経済の実情を踏まえた金額提示を考えている。

等の主張がなされた。

- (3) その後、公・労、公・使による個別の話合いを行ったが、労使の主張に隔たりがあり、内容がまとまらず、次回の審議に持ち越しとなった。